

一 般 質 問

平成29年9月定例会

| No. | 質 問 者    | 質 問 事 項  |
|-----|----------|--|
| 1   | 3番 峯尾 進  | 若者世代の活力の創出と少子化対策は  |
| 2   | 2番 井上 泰弘 | まちの防災・減災対策は  |
| 3   | 7番 尾尻 孝和 | (1) 行政が取り組む青少年交流事業が旅行業法違反とされたことへの対応は<br>(2) 「中井町公共施設等総合管理計画」と町民の暮らしを支える将来設計は |
| 4   | 1番 加藤 久美 | 再生可能な地域エネルギー政策について問う   |
| 5   | 5番 庄司 征幸 | ドローンの利活用の現状と方針は  |
| 6   | 11番 森 丈嘉 | (1) 新公会計制度で行財政改革の推進を<br>(2) 消防用自動車の整備計画見直しを                                  |
| 7   | 9番 原 憲三  | 本町における姉妹都市締結は  |
| 8   | 8番 戸村 裕司 | (1) 教員の負担軽減に向け学校支援の強化を<br>(2) 地域課題の解決にシビックテックも                               |

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

**【問】 1 若者世代の活力の創出と少子化対策は**

**3番 峯尾 進**

少子高齢化といわれて久しい今日、本町においても、高齢化が進み、少子化は留まる所がないのが現実であります。持続可能な町づくりには、若者世代を呼び込む事と、少子化問題などを喫緊の課題と捉え、特に顕著であります若者世代の流出を抑え、転入促進に力点を移し、里都まち各プロジェクトなど、今後も切れ目ない施策の投入が求められております。

さらに、人にやさしくきめ細かい具体策を示すと共に、若者世代に広く発信しながら、人的資源と物的資源が、融和した町づくりを目指し、若い活力の創出と人材育成など重点的に取り組んで頂きたいと考えます。以上の事から次の質問をします。

- 1、若者の町内雇用対策と新規起業支援は。
- 2、若者世代に支持される転入促進策は。
- 3、少子化問題改善のため出来得る施策は。

**【町長答】**

町では少子高齢化・成熟社会の更なる進展、自然災害等に対する安心・安全な地域づくりなどの課題を見据えつつ、持続可能なまちづくりの実現に向けて、『活力』『快適』『安心』の3つを基本理念とした第六次中井町総合計画により魅力あるまちづくりを進めているところです。

国内では少子化に伴い労働力人口が減少する中、国では若者の雇用の促進を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、若者の適職の選択や、職業能力の開発及び向上に関する情報提供などの措置を総合的に講じていくこととし、県でも、就職に関する様々な情報のサービスをワンストップで提供する「かながわ若者就職支援センター」が設置運営されております。

1点目の「若者の町内雇用対策と新規起業支援は。」についてですが、町内には、幅広い分野の企業が立地創業されておりますので、広報やホームページ等を活用して就職に係る様々な支援の紹介だけでなく、若者と企業の交流イベントや就活セミナーの開催など、ハローワークや、県、近隣市町、企業等関係機関と連携し、積極的に取り組んでいきたいと考えます。

また、町内での新規起業支援につきましては、現在では主に足柄上商工会が相談窓口となり対応しておりますが、町民や町外の方が新たに町内で起業されることで、就労機会の拡大だけでなく、町としても様々な事業展開も期待されることから、国の創業支援制度の活用のほか、財政状況を鑑み、町独自の補助制度の創設など、関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えます。

2点目の「若者世代に支持される転入促進策は」については、10代後半から30代前半にかけた若者世代の流出は本町に限ったことではなく、東京への一極集中の是正は全国的な課題となっております。町では移住・定住を促進するため、本町に定住する目的で空き家を取得し、住宅の改修をしようとする、子育て世代の若年夫婦世帯の移住者に対する補助を今年度から行っており、空き家バンク制度と併せた展開を図ることにより、転入促進を行っているところです。

3点目の「少子化問題改善のため出来うる施策は」については、中学生までの小児医療費助成制度や保育料・給食費の一部助成など、子育て家庭への経済的負担の軽減、さらに、子育てに関する情報提供や相談体制整備など、各種の子育て支援策を実施しており、今年度からは「なかいネウボラ」の設置や情報サイト「子育て応援」の開設をはじめ、妊婦健康診査公費負担額を増額するなど、子育て・子育て支援のさらなる充実を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の整備を行っているところです。

若者世代の支援、雇用の創出、少子化対策については、人口減少克服・地方創生を実現するための、まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策を推進することで、若者世代が中井町に魅力を感じてもらえるまちづくりに引き続き務めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

**【問】2 まちの防災・減災対策は**

**2番 井上 泰弘**

わが国は、治安的には世界一安全な国と言われておりますが、その反面自然災害ナンバーワンであるとも言われております。

台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火など自然災害が発生しやすい国土であるといえます。

中井町での大きな自然災害と言え、日本の歴史上最悪の、1923年（大正12年）9月1日に起きた関東大震災で、死者・行方不明者の合計は約10万5千人にのぼると言われております。マグニチュード7.9の地震が東京都・神奈川県を中心に広い範囲で甚大な被害をもたらし、中井町も例外ではありませんでした。

また、近年では、阪神淡路大震災、東日本大震災、広島土砂災害、鬼怒川の堤防の決壊、昨年の熊本地震、そして今年の九州北部や秋田県の豪雨・台風5号による被害は記憶に新しいものです。この様な中、中井町では、大きな自然災害は無いものの、いつ起きても不思議ではありません。特に地震については、東海地震、県西部地震等の切迫性が指摘されております。そこで、わが町の防災・減災対策について、お聞きいたします。

防災・減災対策への取り組み状況は。

**【町長答】**

我が国は、他の国や地域に比べ比較的、自然災害の発生が多い地域といわれています。本町においても、東海地震や神奈川県西部地震などによる大規模な地震災害や、台風や集中豪雨による風水害、土砂災害などの発生が危惧されているところです。一方で、こうした自然災害の多くは発生自体を止めることはできないことから、町としては、自然災害が発生しても、事前に備えておくことで、少しでもその被害を防ぎ、出来る限り被害を減らす「防災・減災」の取り組みを進めているところです。

具体的な取り組みとしては、防災情報等の収集伝達体制強化のための防災行政無線の整備充実、広域避難所の設定、防災資機材・備蓄品の整備充実、急傾斜地崩落防止対策、河川の計画的な整備の要望、ライフラインとなる社会基盤施設の安全対策などを実施しています。また、総合防災訓練や土砂災害避難訓練、避難所運営訓練、シェイクアウト訓練等、各種防災訓練の実施や洪水・土砂災害ハザードマップ・防災ガイドブックの全世帯への配布などによる、町民への防災知識・防災意識の普及啓発のためのソフト事業の充実にも取り組んでいるところです。

このほか、消防団や「共助」の要となる自主防災会活動への支援や防災リーダー研修の実施など、地域や人材の育成支援等にも取り組んでいるところであり、有事の際には、町民の生命・財産を守ることを最優先に、自助、共助、公助の効果的な連携協力により対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

**【問】3(1) 行政が取り組む青少年交流事業が旅行業法違反とされたことへの対応は 7番 尾尻 孝和**

1991年から続けている「戸沢村・中井町青少年ふれあい交流事業」は、今年で27年目となります。この夏、行政が主催、または主導した実行委員会などによる子供達のキャンプや交流事業が、旅行業法違反と解され、多くの自治体でこの種の事業が中止に追い込まれました。

幸い、戸沢村・中井町の青少年ふれあい交流事業は、この夏も無事行われ、境コミュニティセンターで二つの町の子供たちが交流を深め、戸沢村の子ども達は、湘南の観光やホームステイで親睦を深めるなど、たくさんの思い出をつくって戸沢村へと帰っていきました。今回の旅行業法違反との意見に対し、町はどのように判断され、対処されたか。今後の交流事業等のあり方をどのように検討されているか。

**【町長答】**

「戸沢村・中井町青少年ふれあい交流事業」については、戸沢村と中井町の小学校6年生が相互に訪問し、お互いの町村の人や自然、歴史、風土、産業など貴重な異文化や生活体験を通して、将来、積極的な行動力と広い視野を持ち、思いやりの心を持つ豊かな人づくりを目指すことを目的に本事業を平成3年より実施しており、今年度で27期目となりました。

今回の自治体を実施する児童・生徒を対象としたキャンプや交流事業などが旅行業法に抵触する恐れがあるとの理由から、中止にする事例が見受けられました。

また、平成29年6月23日付、神奈川県観光企画課長通知「自治体等が関与するツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（通知）」により、自治体等が関与するツアーの実施が旅行業法上適切な取扱いとは言えないとの神奈川県の見解が示されたところであります。

しかしながら、本町においては、観光企画課長通知を受理する以前に、今年度の実施予定であった秦野市等と行っている「広域連携中学生交流洋上体験研修」、「戸沢村・中井町青少年ふれあい交流事業」さらには、小・中学生を対象とした「ふれあいキャンプ」については、すでに募集し、申込を随時受け付けていた状況にありました。

そのため、各事業において協議した結果、申込を行った児童・生徒の意向を尊重し、実施する方向で検討し、法に抵触しないための方法を県とも調整し、指導を仰ぎながら、応募方法等を変更し、すべての事業を実施しました。

その後、7月28日付、観光庁参事官通知を県経由で受理し、「自治体を実質的にツアーの企画・運営に関与し、かつ、営利性、事業性がないものであれば、旅行業法の適用がないと解される。」という見解が示されたところであります。

今後は、この観光庁参事官通知を参酌し、事業の趣旨・目的に沿い、安全面を十分考慮し、引き続き、実施していきたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

**【問】3(2) 「中井町公共施設等総合管理計画」と町民のくらしを支える将来設計は 7番 尾尻 孝和**

中井町で、地方自治法が掲げる地方自治体の役割「住民の福祉の増進に努める」の立場を大本に据えて、今後の町づくりを進めていくためには、町の長期財政計画、公共施設等の方向性・将来計画を総合的に、合理性をもったものにしっかり練り上げる必要があります。

今年3月、「中井町公共施設等総合管理計画」が作成され、ホームページで公開されました。この管理計画に関連して伺います。

- 1、「中井町人口ビジョン」との整合性は。
- 2、町財政の将来動向との整合性は。
- 3、シミュレーションでは、公共施設等の3割削減を想定しているが、具体的な計画は。
- 4、「住民の福祉の増進に努める」ために取り組まれている中井町の独自施策。さらなる充実が求められるが。
- 5、役場周辺地区整備構想との整合性は。

**【町長答】**

本町では、歳入においては町民税の法人町民税において一部国税化などにより減収となり、今後においても減収傾向で推移すると見込まれています。また、歳出においても社会保障経費の増大など、今後も厳しい財政状況が見込まれています。

そこで、今後の人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、保有している公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化を進めるためには、公共施設等の適切な配置を実現することが必要となります。

また、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、本町の実情に合った将来のまちづくりを進めるうえで必要不可欠であることから、公共施設等総合管理計画を策定いたしました。

1点目の「町人口ビジョンとの整合性は。」のご質問にお答えいたします。

町で策定する計画においては、総合計画を最上位計画とし、各計画策定にあたっては、整合性を図って策定していますので、人口ビジョンの将来推計人口をもとに、分析を行いました。

2点目の「町財政の将来動向との整合性は。」についてですが、今回策定した管理計画は、町として将来にわたり公共サービスを維持・継続をしていく必要があることから、公共施設及びインフラを耐用年数で更新した場合の更新時期・費用の推計をいたしました。

なお、今後の財政規模を予測するのは容易ではありませんので、今回の計画では、現在の財政規模（投資的費用）で推移した場合の分析をさせていただきました。

3点目の「公共施設等の3割削減の具体的な計画は。」についてですが、持続可能な財政運営の観点から、10年程度の中期的な期間に老朽化が進む公共施設の統廃合、建替えを含む適正な機能の確保や効率的な管理運営を実現するための行動計画策定を予定しています。町にとって、真に必要となる公共施設がその機能を十分に発揮し、公共サービスの質を持続的に維持向上させていくためには、各施設が果たす役割の見直しや町の財政規模に見合った適正量を実現すべく、対象とする町民文化・社会教育系施設、消防系施設などの施設分類ごとの行動計画（個別計画）を策定し、計画的な維持修繕、長寿命化など進めてまいりたいと考えています。

4点目の「町の独自施策のさらなる充実は。」についてですが、町民の豊かで幸せな暮らしを支えていくことを町づくりの基本とし、「活力」「快適」「安心」の3つの基本理念を掲げ、小児医療費中学校修了までの助成拡大、保護者の経済的負担軽減のための学校給食費・保育料助成、さらに本年度から妊婦健診公費負担額の増額、里まち♡なかいネウボラなど町独自の子ども・子育て支援施策を推進していますが、今後のさらなる充実につきましては、経済情勢、財政状況の推移を見ながら、判断してまいりたいと考えています。

5点目の「役場周辺地区整備構想との整合性は。」についてですが、役場周辺は公共公益性の高い施設が複数立地し、中心拠点としての魅力と町民等の更なる利便性向上を確保することが必要であると考えています。

そこで中心拠点として計画を予定している施設の機能・利用形態等も念頭に置き、重複する機能を持つ公共施設の廃止・統合はもとより、財源確保の面からも公共施設等総合管理計画と整合性を図ってまいりたいと考えていますので、ご理解・ご協力を賜りたいと存じます。

**【問】 4 再生可能な地域エネルギー政策について問う**

1 番 加藤 久美

東日本大震災以降、原子力発電所の停止から火力発電所の稼働増加に伴う温室効果ガス排出量の増加、電気、ガスなどの価格高騰、エネルギー生産は自然環境や人々の暮らしにとって大きな問題となっています。

今や安心して安全なエネルギー供給は国に依存するのではなく、国と連携を図りながら地方自治体が主体性を持って地域の課題解決やメリット創出を勘案しエネルギー政策に向き合うことが重要であり、国もそれを推進しています。

大きな視野で考えるとエネルギー政策とは、自然環境を守り、農業を支え、安心な食と環境で子どもを育てるための、とても大切な政策だと考えます。平成28年4月より電力の小売りが自由化され、全国各自治体の間でも「新電力」への関心が大変高まっています。近隣の市・町も「地産地消エネルギー」としエネルギー政策への取り組みが始まっています。

町では平成18年に制定された「中井町環境基本条例」を基本に平成21年「中井町環境基本計画」を策定、現在行われている「中井町地球温暖化対策実行計画（案）」からも町の地域エネルギー政策に向けた考えと計画、進捗状況等を伺います。

**【町長答】**

2011年3月に発生した東日本大震災と、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、地震や津波の影響を受けたエネルギー・インフラの課題や、原子力発電所のリスクを、これまでにない形で明確にする結果をもたらしました。

また、国は地球温暖化対策という視点も踏まえて、エネルギーのあり方の見直しを進めてきましたが、今回の震災で、その見直しの必要性をより強めることになりました。

一方、神奈川県においては、「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」を総合的に推進する、「かながわスマートエネルギー構想」が提示され、その一環として、本町においてもメガソーラー発電設備の設置による電力供給の拡大、地域経済の活性化、防災対策の強化及び再生可能エネルギー普及の啓発を図ることを目的に、神奈川県、中井町、神奈川県住宅供給公社及び民間事業者の4者が、平成25年5月に基本協定を締結し、南部地区への太陽光発電事業に取り組んでまいりました。

「中井町環境基本計画」では、地球温暖化対策推進を重点プロジェクトに掲げ、太陽光発電システム設置補助事業に取り組んでおり、28年度末での設置件数が目標件数を大幅に上回ったことは、町民の再生可能エネルギーへの関心と環境意識の向上が図れたと認識しております。

また、現在策定中の「中井町地球温暖化対策実行計画」においては、温室効果ガス排出量を平成42年度には平成25年度実績に対し26%削減を基本目標に掲げ、太陽光発電システムや蓄電池、HEMSの補助金制度を継続し、太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、省エネルギー型ライフスタイルへの転換、低炭素社会の実現に向け、地球温暖化の原因となる二酸化炭素削減に努めてまいります。

**【問】 5 ドローンの利活用の現状と方針は**

**5番 庄司 征幸**

近い将来、商業・運輸業を中心とした民間企業で、ドローン（小型無人航空機）の利活用が検討されている。今後このような動きが、益々進んでいくように思われる。また、ドローンは、一昔前では飛行機やヘリコプターを利用しなければならないことが、非常に安いコストでできるため注目されている。

一方で、平成27年4月には首相官邸屋上でドローンが発見される事件や、墜落によりけが人の発生する事件も起きており、その危険性やテロに利用される可能性があることなどが指摘されている。

この流れを受けて法整備も進み、平成27年12月には改正航空法が、平成28年4月には小型無人機等飛行禁止法が施行され、規制がかけられた。その利活用の際には規制とのバランスが重要であると考えます。

すでに一部の自治体では、防災・災害時や魅力発信のための空撮映像のコンテンツ充実などに利用されており、行政分野での利活用も今後進んでいくと思われる。

以上の観点から、本町におけるドローンの利用実態の現状と、今後の対応・方針について伺います。

**【町長答】**

無人航空機ドローンは、高度な制御システムが発達することによって、より複雑な運用も可能になったことから、従来のホビーから産業用へと応用分野を拡大しています。カメラを搭載したドローンを使用すれば、人の近づけない場所の把握も可能で、さまざまな用途に活用できないかと注目されており、全国の自治体でも空撮機能を使って、災害対策や観光・シティプロモーション、農業振興などの地域の課題に向けて利用が進んでいるところです。

本町における利用実態の現状につきましては、比奈窪バイパス開通、竹灯籠のタベ、インター周辺から見た風景、町プロモーション動画（小さな幸せ編）などにドローンを活用した動画、静止画を活用し、広報紙等でも利用しているところです。撮影については、町でドローンを保有していないことから、ドローン操縦者の技能資格を有する事業者に依頼し実施しています。

今後の対応方針については、ドローンの活用法については今後もさまざまな可能性が考えられることから、職員のドローンの基礎知識の習得は必要と考えますが、町がドローンを導入するには、基礎知識や安全基準、整備点検、操縦の技術までのすべてを習得する必要があり、限られた職員の中での運用は現実的に難しいことから、ドローンの活用の必要性が生じた場合は、民間企業が保有する知識や技術、安全性をうまく生かし、事業ごとに対応してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

**【問】6(1)新公会計制度で行政改革の推進を**

11番 森 文嘉

新公会計制度は、現行の単式簿記の道路や建物などの資産及び負債の状況、行政サービスに要したコストなどを把握することができないといった問題点を補完するものとして、平成26年度の総務大臣通知により、全ての地方公共団体において、平成29年度までに、固定資産台帳と財務書類4表（貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書）を作成するよう要請がされたものです。

作成にあつては、本来の目的を職員全員で十分に理解し、取り組むことが必要であり、この財務諸表をきちんと活用し、行政改革、コスト改革、そして事業評価の取り組みにつなげていくことが大切であると考え、お伺いします。

- 1、本町における、固定資産台帳及び財務諸表のこれまでの取り組みと作成状況は。
- 2、今後の活用のため、事業別、施設別の行政コスト計算書を作成し、事業評価や施設の中長期的なコスト削減につなげる考えは。
- 3、適切な資産管理のため、公共施設の更新需要を考慮した基金創設の考えは。
- 4、行政改革を職員全体の共通認識とするため、財務諸表の作成を委託に頼らず、職員自らが行うことにより、職員の意識改革そして組織改革につなげていく考えは。

**【町長答】**

国・地方が厳しい財政状況の中においても、しっかりとした公共サービスを提供していくためには、民間にできることは民間に委ね、真に行政として対応をしなければならない政策・課題等、重点的に対応した簡素で効率的な行政を実現するために、行政改革の更なる推進が求められているところです。

1点目の「固定資産台帳及び財務諸表の取り組みと作成状況は。」のご質問にお答えいたします。本町の取り組みにつきましては、総務省の要請を受け、平成24年度には基礎となる固定資産台帳を整備し、平成25年度から現在に至るまで、固定資産台帳の更新及び、基準モデルによる財務書類4表等を作成し、町ホームページで公開しています。

また、平成26年度には新たに全国比較や固定資産台帳と予算執行との整合性が図れるモデルである、統一的な基準モデルへの移行について、国より要請があり、現在この対応に向けた準備を進めているところです。

2点目の「事業別、施設別の行政コスト計算書を作成し、コスト削減の考えは。」についてですが、町としても、中長期的な行政運営を考えるうえで、事業や施設ごとに直接的な事業費のみならず、それに係る人件費等も含めたフルコストや、公共施設等の固定資産の更新時期などを踏まえたライフサイクルコストを正確に把握し、これを事業評価などの方法で検証することで、合理化・効率化を図ることにより、財政的な裏付けをもった行政運営を行なっていくことが重要であると、認識しています。

現在、町では国から要請されている統一的な基準モデルへの移行に向け、対応を進めているところですが、移行にあたって課題となる日々仕訳に対応していくため、平成30年度より日々の会計処理を行う財務会計システムと連動した公会計システムの導入を予定しており、これにより、統一的な基準モデルによる財務諸表の作成や、事業別・施設別の行政コストの算出が、より簡便かつ精度の高い形で可能となる見込です。まずは、これらのシステムを活用することにより、統一的な基準モデルの移行を進め、併せて事業・施設ごとの行政コスト計算書なども含めた活用方法についても、検討を進めてまいりたいと考えています。

3点目の「公共施設更新需要を考慮した基金創設の考えは。」についてですが、町では公共施設建設準備積立基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定し、今後の公共施設建設や大規模修繕等に充当するための基金を設置していますので、この基金を活用させていただき、適切に管理・運営してまいりたいと考えています。



4点目の「財務諸表作成を委託せず、職員自らが行き、組織改革の考えは。」についてですが、2点目のご質問で回答させていただきましたとおり、平成30年度より統一的な基準モデルへの移行を予定しています。

これまでも、町では基準モデルによる財務諸表の作成等を事業者へ委託していますが、今後はシステム化により職員が日々行う会計処理に連動して、財務諸表が作成されることとなります。町としても、財務諸表を作ることが最終的な目的ではなく、それをどのように活用し、職員自らが携わっている事業に対して、コスト感覚を磨いていくことが重要であると考えています。そのためにも、新地方公会計制度の理解や、具体的な取組事例等も含めて職員への周知・研修などにより、取り組みの必要性や、コスト意識の共有を図ってまいりたいと考えていますので、今後ともご理解・ご協力を賜りたいと存じます。

**【問】6(2) 消防用自動車の整備計画見直しを**

**11番 森 文嘉**

大正12年9月1日に発生した関東大震災では、死者10万人のうち、9万人に上る焼死者がいたといわれています。近い将来、大地震の発生が予想される中、まずは火災を防ぐこと、たとえ火災が起きてしまっても最小限に留めることが、町民の生命財産を守るためにも大切であります。

本町では、現在消防ポンプ自動車5台、小型動力ポンプ付き積載車2台を整備していますが、発災時の火災に適切な対応ができるか危惧するところでもあります。特に住宅が密集する地域において、ポンプ自動車での消火活動は可能でありましようか。

今後、ポンプ自動車は2～3台に留め、更新時にあつては、小型動力ポンプ付き積載車への切り替えが必要と考えます。

また、現在の消防団員の構成では、平日昼間の火災発生時における出動団員数も限られ、消防自動車の出動も危ぶまれる現状も耳にしております。

そこで、昼間町内で仕事をされている消防団OBの方々から、ボランティアで消防補助員として登録をしていただき、初期消火の手助けをしていただけたらいかがでしょうか。もちろん保険や総会開催にかかる経費は必要であると思われませんが、町長のお考えをお伺いします。

**【町長答】**

現在、中井町消防団は各地区ごとに7つの分団があり、本部役員を含め128名の消防団員が火災や災害時の出動に備えています。

地元に着した活動をし、地域の消防力、防災力の一翼を担う消防団も時代の変遷とともに、求められる役割も、団員の職業構成なども大分変わってきており、平日昼間時の消防団員の出動体制も年々厳しいものとなってきている状況もあることから、ご提案いただいた消防団OB等の活用は、今後の対応策の一つでもあると考えます。

いずれにしましても、時代や社会状況の変化に伴い、消防団の組織や活動、装備等も様々な課題に直面するようになってきており、町としても必要に応じて、有識者からなる消防団懇話会から意見を聴取しています。前回、平成21年の消防団懇話会においては、消防ポンプ自動車の配備については、中村地区、境地区、井ノ口地区の各地区に各1台を配備することや、消防力・防災力を維持するため、128名の消防団員定数の確保に努めることなどが答申されています。前回答申内容を反映できなかったこともありますが、社会情勢も大きく変わってきており、本年度、消防団懇話会を開催する予定としていますので、懇話会の意見提案を参酌し、より効率的で効果的な消防団の組織、装備、活動となるよう総合的に検討してまいりたいと考えていますので、ご理解願います。

**【問】 7 本町における姉妹都市締結は**

**9番 原 憲三**

昨今、各自治体では、姉妹都市締結がうかがえる。締結することでいろいろと交流事業が生まれていることは、報道等でも知るところである。

誠に有意義な事であると考えます。

締結により、相互の住民の深い繋がりができ、行政も助け合いができる。また、議会にも何らかの形で交流が生まれてくる。

市町村によっては、国内はもちろんのこと、海外と姉妹都市を締結しているところもある。

よって次の点について伺います。

1、姉妹都市締結をすることにより、相互にメリットが多く生まれるが、どのように考えているか。

2、戸沢村と交流はあるが、姉妹都市締結はしていない。今後は、どのように考えているか。

**【町長答】**

姉妹都市は、教育や文化交流、親善などを目的にした都市間連携のことであり、友好都市と呼ばれる場合もあります。姉妹都市の定義については、法律等で定められているわけではなく、連携の動機もさまざまな理由となっています。

1点目の「姉妹都市締結をすることにより、相互にメリットが多く生まれるが、どのように考えているか」についてお答えします。

締結先の自治体から、先進的な行政、地域運営のノウハウを入手し導入することができ、交流により、お互いの生活文化に触れることにより、町民の活動の幅と見聞が広がり、交流の結果、お互いの理解がふかまり、通常であれば気にしない自治体に対して、特別の連帯感、親近感が生まれることや、災害時の応援協定の締結にもつながるものと思われまます。

2点目の「戸沢村と交流はあるが、姉妹都市締結はしていない。今後は、どのように考えているか」につきましては、戸沢村との交流は、平成3年より児童を対象としたホームステイによる交流活動が始まり、今年で27年目を迎えます。その間、平成12年には災害時の相互応援協定の締結、平成22年には青少年育成連携協定の締結をいたしました。平成9年からの「美・緑なかいフェスティバル」での戸沢村の特産品販売、近年では「戸沢村旬の市」での中井の特産品の販売も定着しているところです。また、交流活動に携わっていただいた両町村民による民間交流も行われており、地域間交流の成果が図られてきたと認識しておりますので、姉妹都市としてではなく、長年、築き上げてきた現在の町村間の絆をさらに深め、双方の活性化に寄与する事業を引き続き充実させたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**【問】 8（1）教員の負担軽減に向け学校支援の強化を**

8番 戸村 裕司

文部科学省が4月に公表した平成28年度の教員勤務実態調査結果（速報値）によると、国が示す「過労死ライン」に達する週20時間以上の「残業」をした教諭は中学校で57.7%、小学校で33.5%に上るといふ。その原因は、個々への対応や諸々の事務、中学校にあつては部活動など様々だが、いわゆる「給特法」で時間外労働が的確に保障されず、時間外労働が前提となっている状況もある。学校内からの取り組みもあるだろうが、外からの理解と継続的な支援がなければ、この大きな課題は克服できない。

教育委員会は「先生と子どもたちが関わる時間を十分に確保できているか」を焦点に学期制について再検討しているが、その方向性を軸に教員の負担軽減につなげるべきだと考え、質問します。

1、教育委員会による教員勤務実態の把握は。

2、学校補助員や2年目となった地域学校支援コーディネーターなど教員の負担軽減につながる支援体制の現状は。

3、部活動に外部指導者を導入する考えは。

4、土曜学習の対象学年や協力者拡大によって、学力向上の考えは。

5、小中学校児童生徒の地域防災訓練参加に対する町の支援体制は。

**【町長答】****「教員の負担軽減に向け学校支援の強化を」**

1点目の「教育委員会による教員勤務実態の把握は」の質問についてですが、教職員の多くは、夏休み期間等を除き、授業準備などのため、勤務時間開始前に出勤し、勤務時間が終了した後も、教材研究や部活動などのため、長時間学校にいる傾向にあります。また、学校現場を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校に求められる役割が拡大しており、基本的にはそのことが教員の超過勤務の増大につながっていると考えております。教育委員会におきましては、学校の勤務時間管理について管理職をはじめとする職員の意識改革を図るとともに、勤務時間を把握してまいりたいと考えています。

2点目の「学校補助員や2年目となった地域学校支援コーディネーターなど教員の負担軽減につながる支援体制の現状は。」の質問についてですが、町では、学習支援者、介助員、スクールカウンセラー等を配置して、個々の児童・生徒に適した支援を行っております。さらに、近年増加傾向にある外国籍児童及び生徒に対しては、日本語指導員を配置し、きめ細かな支援を実施しております。現場の教職員が元気で子どもと向き合えるために、このような教員以外の専門スタッフを配置しサポートしています。あわせて、引き続き校務支援システムを活用し、また各種調査等の見直しなどの事務改善を進め、多忙化解消に向け努めてまいります。

3点目の「部活動に外部指導者を導入する考えは」の質問についてですが、部活動は、生徒同士が共通の目標に向かって切磋琢磨する中で、心身の健全な発達はもとより、様々な人間関係を学ぶ上でも大変重要な教育活動と認識しております。しかし、一方で、中学校教員の主な長時間労働の理由の上位に、部活動指導が挙げられ、教員の負担となっている実態もございます。このようなことから、現在一部の部活動については、地域の専門的な技能を有する外部指導者に協力していただいております。今後については、国の運動部活動に関するガイドライン等の動向も注視しながら、効果的、計画的な部活動指導の在り方について、検討していきたいと考えています。

4点目の「土曜学習の対象学年や協力者拡大によって、学力向上の考えは。」の質問ですが、議員ご承知のとおり、土曜学習については、平成27年度より幼児及び小学1年生から4年生を対象に実施し、28年度からは、受験を控えた中学3年生を対象に加え実施しているところです。本事業につきましては、それぞれ、3年目、2年目の新しい事業であり、その事業の効果等を検証している段階なので、当分の間は、対象学年については、現状の対象を変えずに継続して行っていく予定です。また、協力者については、現在、教職員を退職された方が従事していますが、受入れの幼児・児童・生徒の人数に対応した指導者は充足していると考えています。

5点目の「小中学校児童生徒の地域防災訓練参加に対する町の支援体制は」についてですが、小中学校児童生徒の総合防災訓練の参加については、地域防災の担い手として訓練に参加することにより、防災意識を高め、防災に関するスキルを学び、防災対応能力の向上を目的とした防災教育の授業としてとらえています。引き続き、防災教育の貴重な実践機会と考えていますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**【問】 8（2）地域課題の解決にシビックテックも**

**8番 戸村 裕司**

ICT化を背景に、地域課題の解決、行政の効率化やビジネスチャンスにつながるとして、自治体にオープンデータの取り組みが求められている。公共データがデジタル加工に適した形で町民等と共有され、見える化やアプリケーションによって新たな価値を生み出す、シビックテックの動きが、オープンデータの開放とともに国内各地でも起こっており、期待されている。

「未来を予測する最善の方法は、それを発明することだ」と言われる。デジタルデバイドの課題もあるが、本町でもオンデマンドバスの予約がウェブアプリとして提供され、予想以上に利用されている。AEDや消火栓といった緊急時に不可欠な施設の位置情報の共有も有効だろう。すでにICTによるイノベーションをはじめしていく段階に来ていることから質問します。

- 1、町のオープンデータの取り組み状況は。
- 2、庁内にCIOといった情報及び情報技術部門の責任者を置く考えは。
- 3、シビックテック推進のため、民間団体の支援を受ける考えは。
- 4、アイデアソン、ハッカソンを実施する考えは。

**【町長答】**

行政情報のオープンデータ化、CIOといった情報責任者の設置、シビックテックの推進、アイデアソン、ハッカソンの実施についてですが、議員ご指摘のとおり近年のインターネットやスマートフォン、クラウドサービスなど様々なデジタル環境や通信技術の飛躍的な進展に伴い、行政の透明性向上や住民参加の促進、行政サービスの効率性や利便性の向上などの課題を解決するための方法の一つとして、国や地方自治体などが保有する多様なデータを、広く二次利用が可能な形で公開するオープンデータの取り組みが全国的にも進められており、オープンデータ化の推進により経済の活性化・新事業の創出、官民共同による公共サービスの実現などが期待されているものと認識しております。

本町においても第六次中井町総合計画前期基本計画において、町の保有するデータの積極的なオープンデータ化による効果的な情報の活用を目標として掲げており、昨年には神奈川県と県内市町村の連携により、本町も含め神奈川県内のAEDの設置場所や災害時の指定避難場所について神奈川県のホームページにおいてオープンデータとして公開がされているところです。

また、オープンデータ化の推進にあたっては、地域の抱える課題や町民のニーズの把握が必要であり、そのためにはアイデアソン・ハッカソンなどの方法や、民間団体の支援なども含めシビックテックの動きを醸成していくことも重要であると認識しております。

本町としても、先ほど申し上げたAED等の事例に留まらず、今後のオープンデータ化の推進については、町の保有する情報の有効な活用方法等について、シビックテックのように町民自らが関与・参画することで、地域の課題や町民のニーズを踏まえたオープンデータ化が実現されると考えておりますので、行政内部の情報経営戦略の最高責任者であるCIO（最高情報責任者）の設置なども含め、まずは他団体などの事例や状況について調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解・ご協力を賜りたいと存じます。